



婚姻届 書き方のポイント

☆氏名・生年月日

お二人それぞれの結婚前の氏名で記入します。生年月日は「昭和・平成」等の和暦（外国人の方は西暦）で記入してください。

☆住所

住民票に記載されている住所と世帯主の氏名を記入します。婚姻届だけでは住所は変わらないので、結婚を期に引っ越しをするときは、別途住所変更の手続きが必要です。（右ページ参照）
※婚姻届と同時に住民異動届（転入、転居）を出す際、婚姻届には新しい住所を記入してください。

☆本籍

結婚前の本籍と筆頭者の氏名を記入してください。外国人の方は、国籍を記入してください。

☆結婚後の夫婦の氏

日本人同士の婚姻の場合、結婚後の夫婦の氏（名字）は、必ずどちらかに決めなければなりません。お二人で話し合って □夫の氏 □妻の氏 のどちらかにチェックをしてください。

☆婚姻後の新しい本籍

結婚によって夫婦で新しい戸籍を作ります。お二人で話し合って新しい本籍を置くところを記入してください。既に戸籍の筆頭者になっている方の氏で結婚する場合、新本籍を記入する必要はありません。

☆署名・押印

届出人署名欄は必ず本人が結婚前の氏名で署名してください。

☆証人

必ず成人二人の証人が必要です。届書右側の証人欄署名（フルネーム）と生年月日・住所・本籍（外国人の方は国籍）を記入してください。

☆その他

2024年（令和6年）3月31日までの間に婚姻届を提出する方のうち、妻が未成年の場合、記入の仕方が異なりますので、必ず戸籍事務担当（0466-25-1111 内線 2542）までお問い合わせください。

注意

- ・文字は略さず、丁寧に記入してください。
- ・住所等も略さず記入してください。
- ・消えにくい黒インクまたはボールペンを使用してください。
- ・消すことができるボールペンは使用しないでください。

住所変更の手続き

婚姻届を提出しただけでは、住所は変わりません。住所を変更した時は、「住民異動届」もあわせて提出してください。同じ住所で世帯が別になっている場合は世帯合併の手続きが必要です。

住所変更の事由	届出の名称	届出期間	届出人	添付書類
他の市区町村から藤沢市に住所を変更	転入届	住み始めてから 14日以内	本人 または 世帯主	転出証明書
藤沢市内で住所を変更	転居届			なし
世帯主の変更 世帯の分離・合併	世帯主変更届 世帯分離届 世帯合併届	変更してから 14日以内		なし

◎藤沢市から他の市区町村に住所を変更する場合は、「転出届」をしてください。

（転出先の市区町村では、住み始めてから14日以内に「転入届」をしてください）

◎国民健康保険に加入されている方は、手続きの際に「国民健康保険証」をお持ちください。

住民異動届の取り扱い時間

場所	平日（月～金曜日）	第2・4土曜日
市民窓口センター （市役所本庁舎1階）	8:30～17:00	8:30～12:00
		13:00～17:00
各市民センター	8:30～12:00	X
	13:00～17:00	

本人確認にご協力お願いいたします

近年、当事者の知らない間に、婚姻や養子縁組などの届出がされるという事件が発生しています。こうした虚偽の戸籍届出を抑止し、皆様の大切な戸籍を守るために、届出の際にマイナンバーカードや運転免許証等、官公署発行の写真付きの身分証明書（有効期限内のもの）をお持ちいただき、本人確認をさせていただいております。なお、これらをお持ちでない方や来庁されなかった方には、届出があったことを郵便でお知らせします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

外国籍の方と婚姻される場合

別途本国発行の証明書が必要になります。国籍等によって必要書類が異なりますので、事前にお問い合わせください。また、婚姻届の受付は市民窓口センター（本庁舎1階 平日8:30～17:00）のみとなります。審査には時間を要しますので時間に余裕をもってお越しください。